

社会福祉法人 光輪会

役員報酬規程

平成31年4月1日

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は社会福祉法人光輪会の法人業務に伴う、役員及び評議員に対する報酬、費用弁済について必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会の出席）

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費支弁費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実施支弁費の額を超えた場合には、その実費とする。

（理事及び評議員の報酬）

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費支弁費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実施支弁費の額を超えた場合には、その実費とする。

3 業務を行う役員に対しては、別表4に定める報酬を支給する。ただし、理事長が承認した者に限る。

（監事の報酬）

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を、指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費支弁費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実施支弁費の額を超えた場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要に応じ事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）

第7条 施設の職員を兼務する役員はこの規程を適用せず、旅費規程を準用する。

（附 則）

この規則は平成19年4月1日より施行する。

この規則は平成26年6月1日 改定

この規定は平成31年4月1日 改定

別表 1

理事会・評議員会出席報酬	
区分	日額報酬
理事	5,000 円
監事	5,000 円
評議員	5,000 円

別表 2

報酬および実費支弁費		
区分	日額報酬	各年度の総額
理事	15,000 円	—
監事	10,000 円	—
評議員	10,000 円	150,000 円

別表 3

出張による報酬および旅費		
区分	日額報酬	旅費
理事	15,000 円	実費
監事	15,000 円	
評議員	15,000 円	

別表 4

役員報酬	
区分	年額報酬
理事長	3,000,000 円
常務理事	2,400,000 円